

2020 障害者雇用支援月間

# TOKYO

# 障害者雇用支援の取組

# CATALOG



## 【掲載内容】

- ・ 東京都の障害者雇用の状況
- ・ 東京都の取組
- ・ 東京しごと財団の取組
- ・ 就労支援機関の取組

公益財団法人東京しごと財団

# 目次

## 障害者雇用の基本データ

- 東京都内の障害者数…………… 1
- 東京都内の障害者雇用状況…………… 2

## 東京都の取組

- 東京都中小企業障害者雇用支援助成事業…………… 3
- 東京都難病・がん患者就業支援奨励事業…………… 4
- 東京都障害者安定雇用奨励事業…………… 5
- 東京障害者職業能力開発校…………… 6～9

## 東京しごと財団の取組

- 企業見学支援事業…………… 10
- 障害者雇用実務講座…………… 11
- 職場体験の実習先企業開拓・紹介事業…………… 12
- 職場体験実習面談会…………… 13
- 東京しごと財団職場体験実習助成金…………… 14
- 就活セミナー…………… 15
- 障害者委託訓練事業…………… 16～17
- 東京ジョブコーチ職場定着支援事業…………… 18
- 障害者就業支援情報コーナー…………… 19
- 障害者雇用ナビゲート事業…………… 20～21
- 職場内障害者サポーター事業…………… 22
- 中小企業障害者雇用応援連携事業…………… 23

## 就労支援機関の取組

- 千代田区障害者就労支援センター…………… 24
- 障害者就業・生活支援センター TALANT（タラント）…………… 25

# 東京都内の障害者数

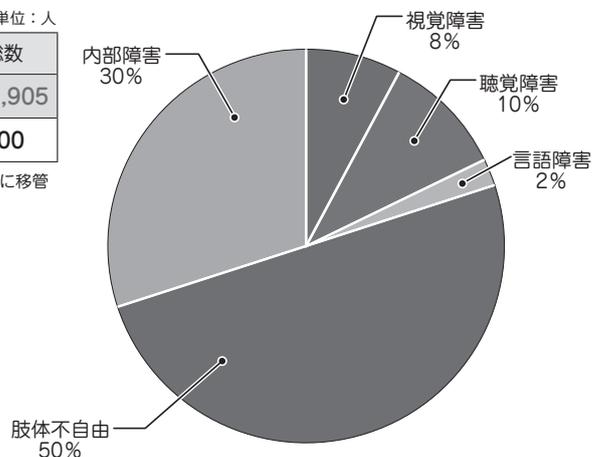
東京都福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計」(令和2年3月31日現在)

## 身体障害者手帳交付状況

単位：人

区分	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	総数
総数	39,936	49,197	7,615	244,979	147,178	488,905
構成比(%)	8	10	2	50	30	100

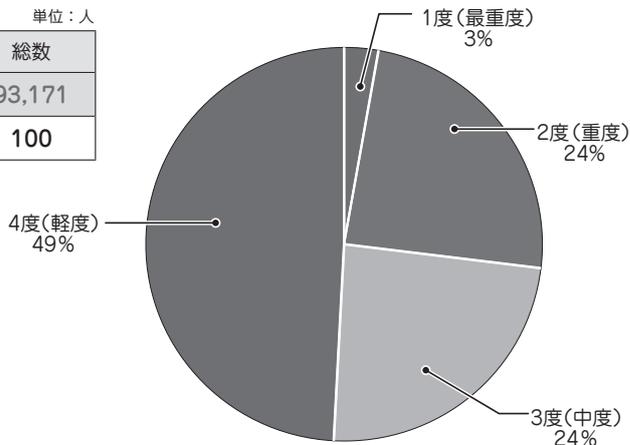
(注) 平成27年4月1日付八王子市の中核市移行に伴い、身体障害者手帳交付事務が八王子市に移管されたが、上記は八王子市分も含む合計数である。



## 知的障害者「愛の手帳」交付状況

単位：人

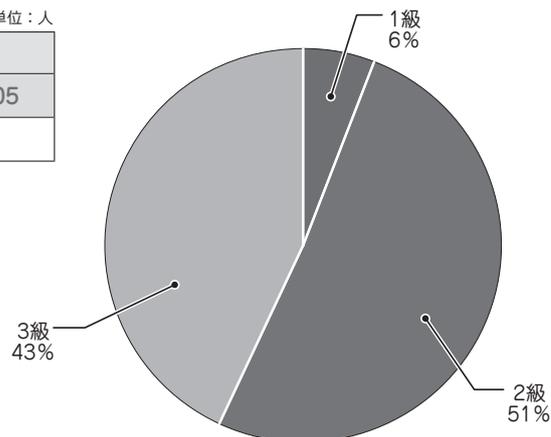
区分	1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)	総数
総数	3,184	22,145	22,052	45,790	93,171
構成比(%)	3	24	24	49	100



## 精神障害者保健福祉手帳交付状況

単位：人

区分	1級	2級	3級	総数
総数	7,353	65,404	54,748	127,505
構成比(%)	6	51	43	100



# 東京都内の障害者雇用状況（民間企業）

東京労働局 令和元年「障害者雇用状況」集計結果（令和元年6月1日現在）

## 基礎データ

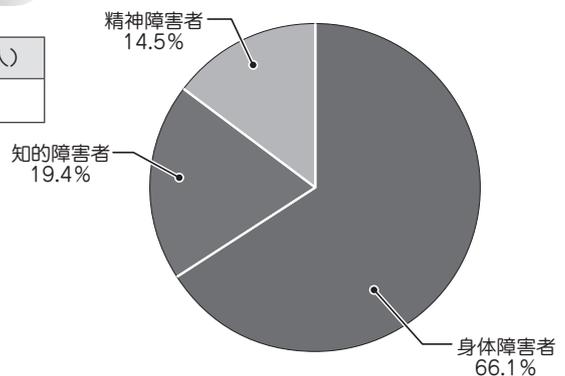
区分	企業数(社)	法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数(人)	障害者雇用数合計(人)	実雇用率(%)
民間企業 (法定雇用率2.2%)	21,184	10,204,603.0	204,464.5	2.0

※データをご覧になるときの注意！  
小数点以下の人数がありますが、これは法律上、短時間労働者1人を0.5人に相当するものとしてカウントしているためです。

## 障害部位別の雇用状況

障害者雇用数合計(人)	身体障害者(人)	知的障害者(人)	精神障害者(人)
204,464.5	135,139.5	39,599.0	29,726.0

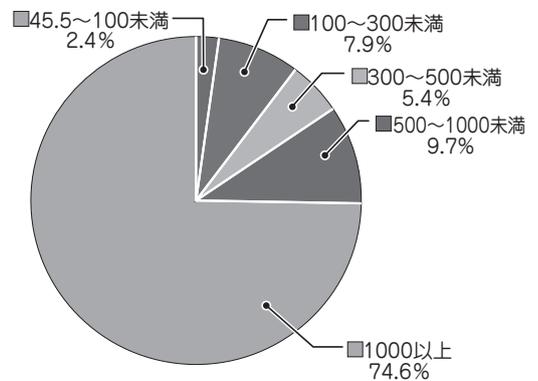
障害部位別の雇用数の割合(%)



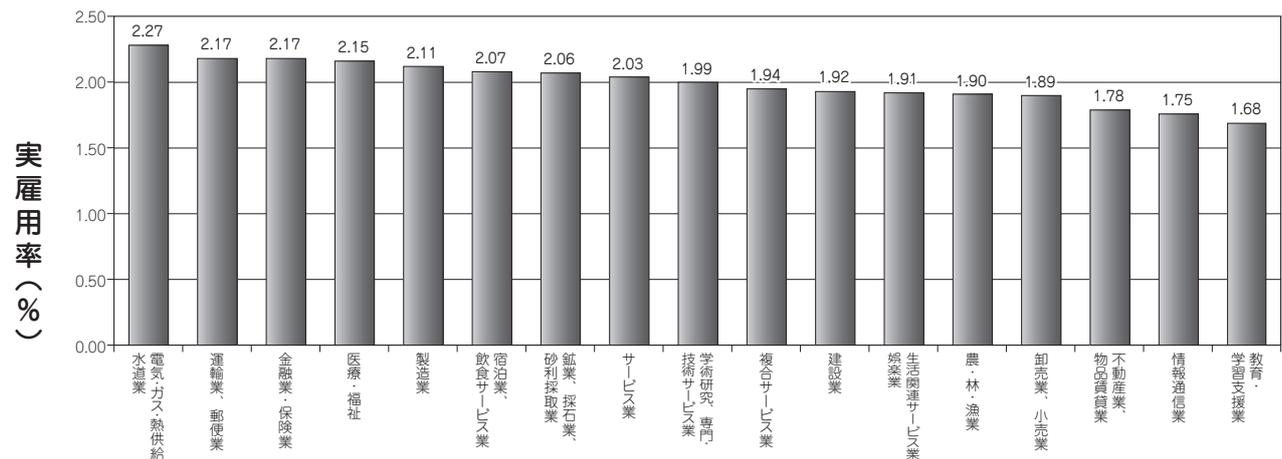
## 企業規模別の雇用状況

区分(人)	企業数(社)	法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数(人)	障害者雇用数合計(人)	実雇用率(%)
45.5~100未満	8,742	591,156.0	4,833.0	0.82
100~300未満	7,575	1,222,359.5	16,228.5	1.33
300~500未満	1,771	656,542.5	11,061.5	1.68
500~1000未満	1,561	1,035,788.0	19,826.5	1.91
1000以上	1,535	6,698,757.0	152,515.0	2.28

企業規模別の雇用数の割合(%)



## 主要産業別の実雇用率(%)



主要産業

# 東京都中小企業障害者雇用支援助成事業

## 趣旨・目的

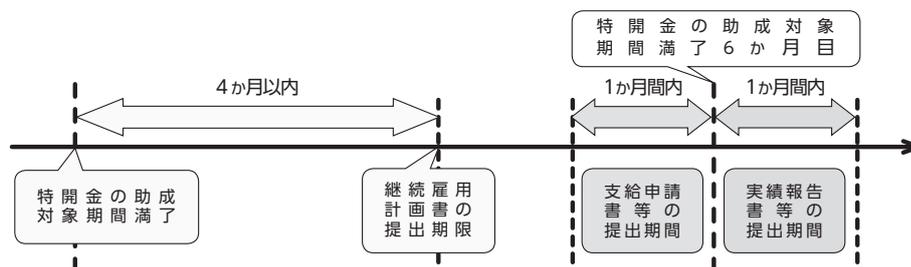
東京都では、大企業と比べ障害者雇用が進んでいない中小企業に対し、障害者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図るため、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）（特開金）の助成対象期間満了後も引き続き対象障害者を雇用する事業主に対して、都が独自の賃金助成を行うとともに、相談員の巡回訪問・相談を実施することにより、雇用の継続を支援します。

## 支給の要件

- 障害者を雇用し、国の特開金の支給を受け、平成 20年3月31日～令和4年3月30日までの間に助成対象期間が満了になった後も、引き続き雇用を継続する事業主であること。
- 中小企業であること（特例子会社を除く）。  
※特開金の支給決定通知書の企業規模欄に「中小企業」と記載されている事業主。
- 障害者が東京都内の事業所に勤務していること。
- 障害者の雇用管理をより適正なものとするため、相談員の巡回訪問・相談を受けること。
- 雇用している障害者が就労継続支援A型事業所の利用者でないこと。

## 事業の内容

### ○手続の流れ



### ○助成内容（平成30年度から助成対象期間が延長、助成金額が増額となりました。）

6か月毎にまとめて支給いたします。支給対象期間は最長3年間です。

- (1) 重度障害者等 一人当たり月額5万円(3年総額180万円)  
※重度身体、重度知的、精神、45歳以上の身体、45歳以上の知的障害者  
※重度障害者等であっても、短時間就労の場合は月額3万円となります
- (2) 重度障害者等以外の障害者 一人当たり月額3万円(3年総額108万円)  
※助成対象期間延長は平成 30年 4月以降に第4期の支給申請月を迎えるものが対象です。  
※平成30年3月31日までの期間は、重度障害者等は月額3万円、重度障害者等以外は月額1万5千円です。

## 利用方法

本事業の利用をご希望の事業主の方は、「継続雇用計画書」を作成し、特開金の「第1期支給決定通知書」の写しを添付の上、特開金の最終期の助成対象期間満了前、または助成対象期間満了後4か月以内に、下記担当まで原則郵便でご提出ください。「継続雇用計画書」の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

### お問い合わせ

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階北側

【電話】(03) 5321-1111 内線 37-716

【URL】[https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/chushou\\_shien/](https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/chushou_shien/)

# 東京都難病・がん患者就業支援奨励事業

## 趣旨・目的

東京都は、難病やがん患者の方が、疾患があっても安心して活躍できる社会の実現を目指しています。このため、新規雇入れ、雇入れからの職場定着、発症時や再発における休職からの職場復帰、復職後の就業継続といった各場面において、治療と仕事の両立に向けて積極的に取り組む事業主を対象に奨励金を支給し、難病やがん患者の方が職場で安心して活躍できる環境整備づくりを支援しています。

## 支給の要件

(このほかにも要件があります)

### 1. 採用奨励金【企業規模不問】

- ・難病・がん患者を週所定労働時間10時間以上の労働者（就労継続支援 A 型事業所利用者として雇用される者は除く。）として新たに雇入れたこと。
- ・雇入れ時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- ・雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

### 2. 雇用継続助成金【中小企業事業主のみ】

- ・週所定労働時間が20時間以上で継続的に雇用されている労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用される者は除く。）が、発症等により連続して2週間以上休職した後、週所定労働時間10時間以上で復職したこと。
- ・復職時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。

### 3. 制度導入加算【企業規模不問】

上記の「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」の申請に併せて、対象となる労働者の雇入れ時又は復職時に、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入する場合、助成金を加算する。

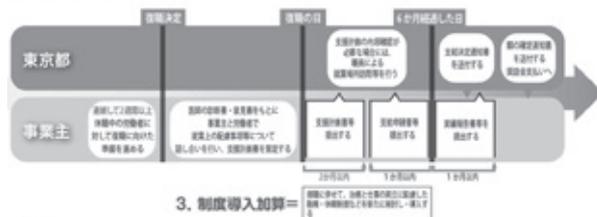
## 事業の内容

### ○手続きの流れ

#### 1. 採用奨励金の場合



#### 2. 雇用継続助成金の場合



### ○支給金額

#### 1. 採用奨励金

- ・雇入れ時の週所定労働時間20時間以上：60万円／人
- ・雇入れ時の週所定労働時間10時間以上20時間未満：40万円／人

#### 2. 雇用継続助成金

- ・復職時の週所定労働時間20時間以上：60万円／人
- ・復職時の週所定労働時間10時間以上20時間未満：40万円／人

#### 3. 制度導入加算

- ・上記「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」に加算して、1制度導入で10万円 最大30万円

## 利用方法

本事業の利用をご希望の事業主の方は、雇入れ日（又は復職日）の翌日から起算して2か月以内に「支援計画書」等を提出してください。（上記図のとおり、その後、「支給申請書」「実績報告書」等を提出していただきます。）申請に必要な様式等は、下記ホームページからダウンロードできます。

## お問い合わせ

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階北側

【電話】03-5321-1111 (代) 37-771~775 (内)

【URL】[https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/nan\\_gan/](https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/nan_gan/)

# 東京都障害者安定雇用奨励事業

## 趣旨・目的

東京都は、障害や難病のある方が希望とやりがいを持って、いきいきと活躍できる社会の実現を目指しています。そこで、障害者等の正規雇用や無期雇用等の安定雇用と処遇改善に取り組む事業主に対し奨励金を支給します。

## 支給の要件

以下の(1)または(2)に該当し、それぞれの要件をすべて満たすこと。(この他にも要件があります)

### (1) 雇入れの場合：障害者等を正規雇用や無期雇用で採用した場合

- ① 一週間の所定労働時間が 20 時間以上の無期雇用労働者として雇入れていること。
- ② 雇入れた労働者に支払われる賃金が、雇入れ後も継続して常に最低賃金を5%以上上回る額であること。
- ③ 雇入れた労働者に適用される次のいずれか二つ以上の制度を設けていること。
  - 昇給制度 ●賞与制度 ●通院有給休暇又は病氣有給休暇制度 ●テレワーク制度
  - フレックスタイム制度 ●通勤緩和制度 ●時間単位での年次有給休暇制度 ●永年勤続表彰制度
- ④ 雇入れ後6か月間の評価を行い、今後の育成方針を策定すること。
- ⑤ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の支給決定を受けていること。

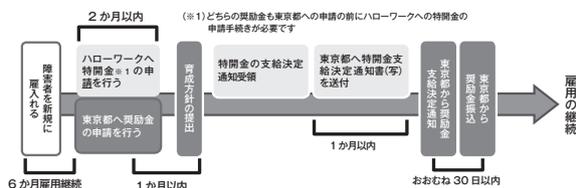
### (2) 転換の場合：障害者等を有期雇用から正規雇用や無期雇用に転換した場合

- ① 有期雇用労働者を無期雇用（一週間の所定労働時間が 20 時間以上）に転換していること。
- ② 転換後の賃金が、転換前の賃金より5%以上昇給していること又は最低賃金を10%以上上回っていること及び転換後も継続して常に最低賃金を5%以上上回る額であること。
- ③ から⑤まで、上記「(1) 雇入れの場合」と同様。
- ⑥ 転換の日の前日から、支給対象企業に雇用される期間が過去 3 年以内の有期契約労働者であって、転換の日から 6 か月以上の期間継続して雇用されている労働者であること。

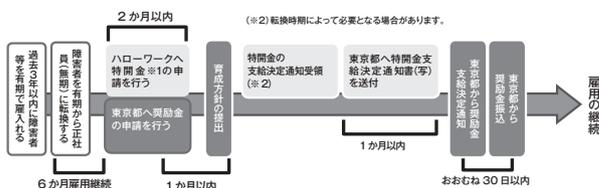
## 事業の内容

### ○ 手続の流れ

#### (1) 雇入れの場合



#### (2) 転換の場合



### ○ 支給金額

#### (1) 雇入れの場合

障害者等一人当たり150万円(大企業は100万円)を支給。  
さらに、精神障害者を正規雇用・無期雇用で雇入れた場合は上記金額に30万円を加算(企業規模不問)。

#### (2) 転換の場合

障害者等一人当たり120万円(大企業は100万円)を支給。  
さらに、精神障害者を正規雇用・無期雇用に転換した場合は上記金額に30万円を加算(企業規模不問)。

## 利用方法

本事業の利用をご希望の事業主の方は、雇入れ日又は転換日から6か月経過し、かつ、雇入れ又は転換後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して、2か月以内に下記担当まで郵送または持参でご申請ください(郵送の場合は「消印有効」とします)。

ただし、賃金支払の実績が8割未満(精神障害者の場合は6割未満)となる月がある場合は、その月を除いて、雇入れ日又は転換日から6か月経過し、かつ、雇入れ又は転換後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して、2か月以内に申請してください。申請に必要な様式等は、下記ホームページからダウンロードできます。

## お問い合わせ

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階北側

【電話】03-5321-1111(代) 37-771 ~ 775

【URL】<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/antei-koyou/>

# 障害者職業能力開発訓練①

## ～多彩な9の専門科目～

### 専門知識や技能を習得して就職を目指す方のための訓練科目

専門知識や技能を習得するための科目として、9科目を開講しています。(身体障害、精神障害、内部障害や高次脳機能障害などの障害(知的障害を除く)の方に門戸を開いています)。在校中は、訓練指導だけでなく、精神保健福祉士及び看護師による日々の生活支援や、作業療法士による巡回指導も行っています。

関連資格の取得や訓練で作成した個人作品等で自己PRするなど、積極的な就職活動を行えるよう支援しています。

就職に役立つ知識や技能・技術、社会性等を習得し、就職をすることが目標です。

### 入校生の状況

- 入校生は、東京都内及び関東近県を中心に、全国からやっています。
- 学科講義には手話講師がつくため、毎期、聴覚障害者の入校生が2～3割います。
- 各科とも関連資格の取得にチャレンジ。特に事務系では、訓練期間中に多くの資格取得を目指します。
- 就職率100%の科目も多く、全体平均でも80%以上です。

### 科目の紹介

調理・清掃サービス科	
期間6か月	
調理分野や清掃分野のサービス業を目指すならこちら！	

ものづくり技術科	
期間1年	
モノをつくりたい、CADも加工も！ものづくりの技術者を目指す方のために	

オフィスワーク科	
期間6か月	
WordとExcelをマスターしたいという方のために	

建築CAD科	
期間1年	
建築を学びたい、CADで図面が描けるようになりたい！という方のために	

ビジネスアプリ開発科	
期間1年	
パソコンの基礎からプログラム作成へIT能力を有する事務に就くならこちら！	

製パン科	
期間1年	
パン作りのプロを目指すならこちら！	

ビジネス総合事務科	
期間1年	
事務職に必要なスキルを広くじっくり学びたいという方のために	

OA実務科	
期間1年	
視覚は不自由でも資格と就職はこちら！	

グラフィックDTP科	
期間1年	
商業印刷物などをつくるDTPの技術を学びたいという方のために	

### お問い合わせ

東京障害者職業能力開発校 随時見学受付中！お気軽にお電話ください。

〒187-0035 東京都小平市小川西町2-34-1

【電話】042-341-1427 【FAX】042-341-1451

入校・訓練について=042-341-1427 求人・就職について=042-341-1413 (FAXは共通)

【URL】<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi/>

# 障害者職業能力開発訓練②

## ～精神・発達障害者対象「職域開発科」～

### 自分に合った働き方を見つける＝「職域開発科」

職域開発科は、精神障害者及び発達障害者（精神障害者保健福祉手帳又は診断）の方を対象とする科目です。それぞれの障害特性や能力に応じて職域を開発していく訓練です。定員は10名、訓練期間は6か月（入校月＝4月、7月、10月、1月）です。

#### 【科目の目標】

- 障害への理解・認識を深め、自らに相応しい就労形態や職種を見出す。
- 社会生活技能、専門技術の習得、及び就業環境への適応性を養い、就職をつかむ。
- 周囲に対して自らの障害への理解を求めながら、就労現場での定着を目指す。

### 「職域開発科」の特徴

#### 訓練の内容

##### 1 社会生活技能の習得

- ・ 目標設定 ・ 障害への理解 ・ 健康管理
- ・ コミュニケーションスキル
- ・ ビジネスマナーなど

##### 2 就職活動準備

- ・ 履歴書 ・ 職務経歴書の書き方 ・ 面接練習
- ・ 企業見学、企業での実習

##### 3 技能習得訓練

- ▶ 導入訓練として約1か月半の技術体験
- ▶ 複数のユニットからなるコース選択制
- ▶ 障害特性や能力等に合わせた個別訓練
- ▶ 職場を想定した授業

#### 障害や能力に合わせた授業内容

- STEP 1** 入学して1か月半後にコース選択  
**STEP 2** 各コースの中から3つの授業を選択

##### <事務コース>

- |           |              |
|-----------|--------------|
| 1. 事務基礎   | 2. 事務補助      |
| 3. ワープロ   | 4. ワープロ(応用)  |
| 5. 表計算    | 6. 表計算(応用)   |
| 7. データベース | 8. プレゼンテーション |
| 9. 資格試験対策 |              |

##### <物流・サービスコース>

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 物流・サービス基礎       | 2. 軽作業          |
| 3. 販売・接客           | 4. 清掃           |
| 5. ファクトリー(組立、梱包など) | 6. レストラン・喫茶サービス |

#### 支援体制

##### チーム指導・支援

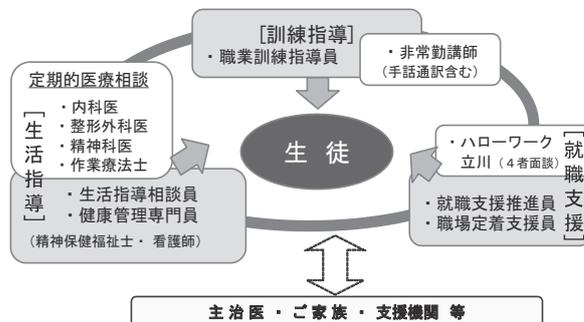
職業訓練指導員＋生活指導相談員＋職場定着支援員

##### 専門スタッフの連携で多角的に支援

校常駐看護師、精神保健福祉士による日常的連携と、外部医師によるバックアップ

##### 就職から職場定着まで一貫した支援

地域支援機関と連携  
未就職者を含む修了生へのフォロー



### お問い合わせ

東京障害者職業能力開発校 随時見学受付中！お気軽にお電話ください。

〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-34-1

【電話】042-341-1427 【FAX】042-341-1451

入校・訓練について＝042-341-1427 求人・就職について＝042-341-1413 (FAXは共通)

【URL】<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi/>

# 障害者職業能力開発訓練③

## ～知的障害者対象「実務作業科」都内4校で展開～

### 知的障害者のための訓練＝「実務作業科」

「実務作業科」は、知的障害者を対象とする科目です。仕事に就き、働き続けるために必要な、総合的な『働く力』の育成を目指します。身近な地域での訓練受講に配慮し、東京障害者職業能力開発校のほか、3か所の都立職業能力開発センター・校で実施しています。

訓練期間：1年（入校月＝4月）

定員：東京障害者職業能力開発校（小平市）	30名
中央・城北職業能力開発センター板橋校	20名
城南職業能力開発センター（品川区）	20名
城東職業能力開発センター（足立区）	20名



### 「実務作業科」の特徴

- 1 就業基礎訓練** 集団訓練の特徴を活かして、社会人として求められる基礎知識・マナー・心構えを身につけ、集団への適応能力や社会性、協調性を育成する実務作業科共通の実習です。  
 <社会生活、グループワーク、パソコン、清掃、体力づくり>
- 2 職業技能訓練** 各種作業を通じて、職場に必要な技能を身に付け、業務遂行能力と多様な業務に適応できる力を養成します。異なる作業訓練を通して、各個人の適性を見出していきます。  
 ・ワークアシストコース<袋詰め、品出し、食器洗浄、DM封入、シュレッター等>
- 3 職場実習、就職・定着支援** 職場実習や就職した後の職場定着まできめ細かくフォローします。



### お問い合わせ 見学・お問い合わせはお気軽に！

- ◆国立・都営東京障害者職業能力開発校  
〒187-0035 小平市小川西町2-34-1 TEL 042-341-1427
- ◆東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校  
〒174-0041 板橋区舟渡2-2-1 TEL 03-3966-4131(代)
- ◆東京都立城南職業能力開発センター  
〒140-0002 品川区東品川3-31-16 TEL 03-3472-3411(代)
- ◆東京都立城東職業能力開発センター  
〒120-0005 足立区綾瀬5-6-1 TEL 03-3605-6140(代)



# 障害者職業能力開発訓練④

## ～精神・発達・身体障害者対象「就業支援科」～

### まだ毎日通うことに自信がない方のための訓練＝「就業支援科」

就業支援科は、続けられるか自信がない方を対象とする科目です。基本的な事務または、調理・清掃技術や、就職に必要な社会生活スキルを身に付け、企業で活躍できるように準備を整えます。

- 訓練期間 3か月
- 定員 各期 10名、年4回入校（4月、7月、10月、1月）
- 入校試験 面接、機能検査のみ

続けられるか・・・  
対人関係が苦手・・・  
働く自信が無い・・・  
朝のラッシュに自信がない・・・  
勉強が苦手・・・

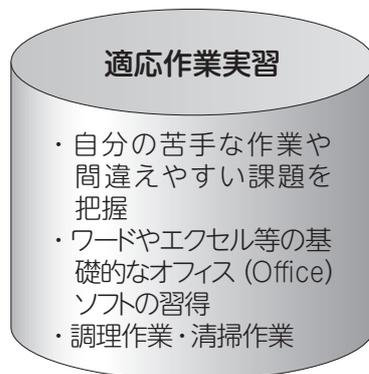
### 「就業支援科」の特徴

#### 1 訓練の特徴

- 不安を抱える精神・発達・身体障害者の方が対象
- 始業、終業の訓練時間を柔軟に設定  
最初の約1か月は、9:50～15:00です。
- 医療相談などを定期的に受けることができます。
- 充実した支援体制  
職業訓練指導員、生活指導相談員、看護師、  
精神保健福祉士、医師による支援体制



#### 2 訓練内容 3本の柱



### 6か月訓練にステップアップ

- 就業支援科を卒業後、続けて東京障害者職業能力開発で実施する調理・清掃サービス科または、オフィスワーク科に入学することができます。（これには一定の要件を満たすことが必要であり、面接選考を受験していただきます。）
- 修了生のうち、70%以上の方が連続入校しています。

#### お問い合わせ

東京障害者職業能力開発校 随時見学受付中！お気軽にお電話ください。

〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-34-1

【電話】042-341-1427 【FAX】042-341-1451

入校・訓練について＝042-341-1427 求人・就職について＝042-341-1413 （FAXは共通）

【URL】<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi/>

# 企業見学支援事業

## 趣旨・目的

東京しごと財団では、障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の企業見学会を行っています。

## 見学対象者

- ① 都内企業の人事担当者等
- ② 都内就労支援機関等の障害者就労支援従事者
- ③ 支援機関に登録し、一般就労を目指す障害者



## 見学会の特徴

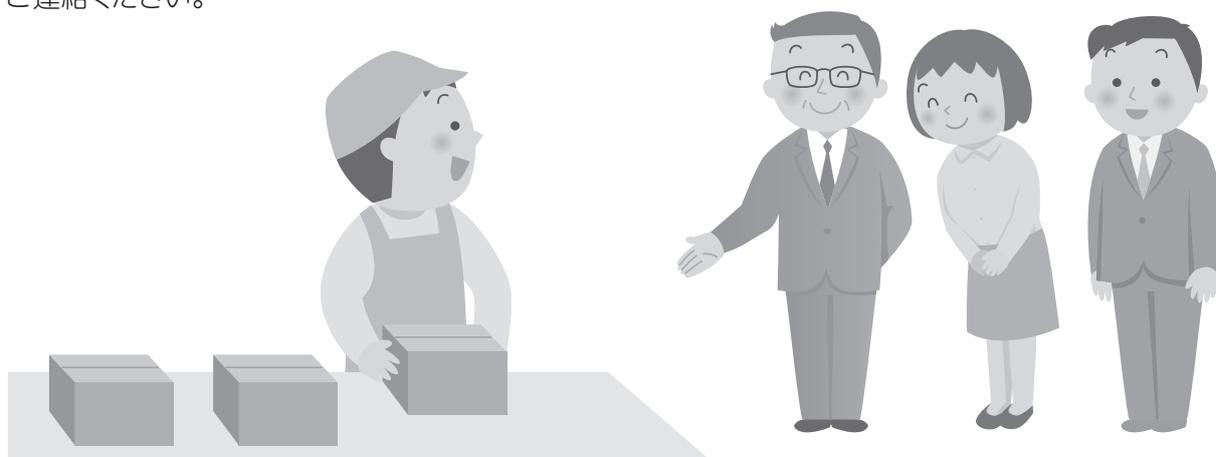
少人数制の開催のため、質問がしやすく、さまざまな疑問点が解消できます。  
 随時開催しているので都合の良い日に参加しやすくなっています。  
 障害者が戦力として活躍している現場を見学することができます。

## ご利用方法

当財団において、企業見学の受け入れ可能な企業のリストを開拓し、企業見学をセッティングします。  
 企業見学をご希望の方は、以下お問い合わせ先まで、ご連絡ください。

## 見学先企業の募集について

当財団では、企業見学を受け入れてくれる企業を募集しています。詳細は、以下お問い合わせ先まで、ご連絡ください。



## お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 コーディネート事業係  
 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階  
 【電話】03-5211-2682 【FAX】03-5211-5463  
 【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 障害者雇用実務講座

## 趣旨・目的

これまで障害者を雇用したことがない中小企業等が、障害者雇用に向けた基礎的な知識やノウハウを学ぶことができる講座です。

## 事業の対象者

障害者を雇用したことがない東京都内の中小企業等で、人事担当者等の実務を行う方。

## 事業の内容

当講座は、障害者を雇用していない中小企業等を対象にした集中講座です。障害者雇用に関する基礎知識やノウハウの習得から、自社の業務から障害者が従事できそうな業務の切り出し等まで、参加者同士のグループワークも交えながら学ぶことができます。

## カリキュラム

障害者雇用の制度やながれ、障害特性、体制作りを3日間のパッケージにして詳しく解説

### 1日目 障害者雇用の現状理解

- 雇用の制度と最近の雇用情勢
- 雇用のながれと雇用上の留意点
- 障害に対する視点と活用できる社会資源
- 先行事例の紹介(障害者雇用をすでに行っている企業1社)

### 2日目 各障害の特性理解

- 主な障害について(身体・知的・精神・発達)
- 安定した障害者雇用のために

### 3日目 受入体制の整備

- 受入れ前の準備  
障害者を受け入れるために必要な準備・体制作りについてグループワークで学び、アイデアの共有・企業間交流を図ります。
- しごと財団事業紹介

参加費  
無料!

## お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 コーディネート事業係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階

【電話】03-5211-2682 【FAX】03-5211-5463

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 職場体験の実習先企業開拓・紹介事業

## 企業の皆様へ

### 障害者を職場体験実習で受入れてみませんか？

職場体験実習は、障害者雇用を検討している企業の皆様が、障害者を実習生として職場に受け入れ実際の業務を実習として体験してもらうことで、企業に障害者雇用のノウハウを蓄積できる貴重な機会です。

東京しごと財団では、「障害者雇用を検討している企業」と「就労を目指す障害者」を結びつける事業を推進しており、障害のある方を実習生として受入れていただける企業を募集しています。

### 事業の内容

職場体験実習は、障害者を雇用するにあたり、企業と障害者双方の不安を解消し、準備性を高める有効なツールです。

実際に障害者を職場で受け入れることにより、企業は障害者が働く姿をみることができ、障害の特性や業務に関する適性、職務の遂行能力、コミュニケーションの方法などを知る機会となります。

職場体験実習を受入れていただける企業に対して、**障害者雇用支援アドバイザー**を無料で派遣いたします。

障害者雇用支援アドバイザーにしごとの切り出し方や実習実施に向けたスケジュールの作り方など相談してください。



### 職場体験実習の実施までの流れ

#### 応募

当財団の職場体験実習受入れ企業の募集にご応募ください。

#### アドバイザーが訪問

企業に訪問させていただき、実習の受入人数や対象障害種別、実習期間や内容等の詳細を調整の上、企業登録をお願いします。

#### 登録

登録情報を就業支援機関等へ提供します。  
(財団のHP・情報コーナー)

#### 実習前調整

財団の仲介により、就労支援機関等の要望に応じて職場体験実習生の受入れの可否を調整いたします。

#### 実習実施

- 当財団が実習に係る普通傷害・賠償責任保険の費用を負担します。
- 中小企業等の場合は、実習にかかる諸経費を補助する助成金を支給します。

## 支援機関の皆様へ

### 障害者の職場体験実習先をご紹介します！

職場体験実習は、障害者の職業準備性を高め、就職に有効な手段です。当財団では、職場体験実習の拡充のため、障害者雇用支援アドバイザーが実習先を開拓しています。お気軽にご相談ください。

#### ●相談内容

- ・職場体験実習受入れ企業の情報提供
- ・希望企業のヒアリング
- ・職場体験実習先の紹介

### お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 コーディネート事業係  
 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8 階  
 【電話】03-5211-2682 【FAX】03-5211-5463  
 【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 職場体験実習面談会

## 趣旨・目的

職場体験実習面談会は、障害者の職業準備性及び企業等の雇用準備性をより高めるため、企業で実習を行いたい障害者と障害者を受入れたい企業等のマッチングを図る場として、年8回程度開催しています。

## 事業の要件

### 対象

- ① 本社または事業所が東京都内にある企業等
- ② 東京都内の就労支援機関から推薦された障害者

### 面談会1回の規模

- ① 参加企業 40社程度
- ② 参加障害者 200名程度

## 事業の内容

面談会は、完全予約制という面談時間を指定しての参加となります。

企業は、お一人当たり約15分という面談時間で最大12名の障害者と面談ができます。

障害者は、登録している就労支援機関の支援員とペアで参加いただきますので、面談後実習に至った際には、支援機関を通じて企業とスムーズな実習に進むことができます。

### 「ミニ面談会」も実施しています!

実習生を受け入れたい企業の実習予定時期に柔軟に対応するため、ミニ面談会も開催しています。

4～6社程度の企業が参加する小規模開催なので、時間的にも余裕をもって、より綿密な面談ができます。



## お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 コーディネート事業係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階

【電話】03-5211-2682 【FAX】03-5211-5463

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 東京しごと財団職場体験実習助成金

## 趣旨・目的

東京しごと財団では、中小企業等における障害者雇用を促進するため、障害者職場体験実習事業を実施しています。この助成金は中小企業等の皆さまが障害者職場体験の実習生を受け入れ、実習を実施した際に要する諸経費を助成するものです。

## 助成金の要件

- 本社又は事業所が東京都内にある企業等
- 申請日以前直近の6月1日現在において、短時間労働者\*以外の常時雇用する労働者の数と短時間労働者（1人を0.5カウント）の数の合計が300人以下であること。（特例子会社を除く）

※短時間労働者とは常時雇用する労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

## 助成金

6万円（同一年度内の利用は、1企業1回まで）

## 支給要件

- 申請日以前直近の6月1日現在において、下記の（ア）（イ）いずれかを満たす企業等
  - （ア）障害者を雇用していない又は雇用率未達成の企業等
  - （イ）雇用する障害者とは異なる障害種別の実習生を受け入れた企業等
- 都内実習場所で、1日あたり4時間以上かつ5日以上の実習を実施すること
- 障害者雇用支援アドバイザーの支援を受け、障害特性に配慮した実習を行うことなど



この他にも支給要件がありますので、詳細については下記担当までお問合せください。



## お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 コーディネート事業係  
 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階  
 【電話】03-5211-2682 【FAX】03-5211-5463  
 【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 就活セミナー

就職活動に不慣れな方  
社会経験が短い方にもわかりやすく

## 4つのポイント

人間関係を円滑にし、働きやすい環境を整えるヒントを学ぼう

### ①働く準備 働き続ける準備をしよう！

グループワークや演習中心のカリキュラム

### ②やってみよう！体験してみよう！

失敗も経験のうち

障害特性に合わせて  
丁寧に進めます

### ③練習して覚えよう！

セミナー受講後の就職活動には支援者のサポートが不可欠です

### ④支援者の方も一緒に学んで 今後の就活を支援しよう！



二人三脚で  
一緒に就職活動を！

## カリキュラム

### 【知的障害者 対象】

- 1日目 社会人としてのマナーを学びましょう
- 2日目 応募書類の書き方を学びましょう
- 3日目 面接のための準備をしましょう
- 4日目 面接を体験しマナーや伝え方を学びましょう

### 【精神障害者・発達障害者 対象】

- 1日目 働くとは？・働くために必要な生活習慣・コミュニケーション（話す・聴く）
- 2日目 コミュニケーション（職場のコミュニケーション）・応募書類の書き方
- 3日目 企業の視点を知る・自分について整理する（履歴書・職務経歴書）
- 4日目 面接について・模擬面接

受講料  
無料

## 参加要件

- ・都内の障害者就労支援機関等に利用登録している知的障害者、精神障害者、発達障害者の方
- ・支援者の方とペア参加

## お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 企画普及係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階

【電話】03-5211-2681

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業 訓練を受講したい方のご案内

## 訓練の対象者 ①から③の要件全てにあてはまる方

- ①身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方  
または、精神障害・発達障害・高次脳機能障害等があり、主治医の意見書をお持ちの方
- ②居住地管轄のハローワークに求職登録を行い、受講の推薦を受けた方
- ③訓練先まで通所できる方で、職業訓練を通じて就職しようという意思のある方

## 委託訓練を受講するには



訓練の申込みは  
居住地管轄の  
ハローワークへ

面接

訓練開始

訓練終了

訓練を8割以上  
受講した方には  
修了証を  
お渡します

## 訓練の内容 訓練期間は1ヶ月～3か月



### 実践能力習得コース

飲食店舗の洗い場、盛付けなどの補助業務  
事務補助作業、清掃作業など  
雇用を検討している企業等で、実践的な  
職業能力の習得ができます。

### 知識・技能習得コース

パソコン技能、オフィス作業、封入作業  
軽食喫茶業務、清掃業務など  
就職に必要な知識・技能の習得ができます。  
オンライン訓練が可能なコースもあります。



### 日本版デュアルシステム

パソコン操作と職場実習など  
就職に必要な知識技能と職場実習を行い  
実践的な職業能力が習得できます。

### e-ラーニングコース

都内在住で、訓練施設への通所が困難な  
方を対象に、在宅でインターネットを通じて  
IT技能が習得できます。



### 在職者訓練コース

企業等で働いている方を対象に、雇用の継続と  
スキルアップを目指します。  
★このコースは当財団に直接お申込みください。  
オンライン訓練が可能なコースもあります。

各コースの詳細内容は、当財団のホームページをご確認ください！

## お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 委託訓練推進班

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階

【電話】03-5211-2683 【FAX】03-5211-2680

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業 事業者向け訓練業務委託のご案内

## 障害者委託訓練とは

東京しごと財団がハローワークと連携して実施する**障害のある方のための多様な職業訓練**です。  
企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO 法人等、様々な機関に訓練を委託して実施しています。

## 訓練の内容と委託料 ※委託料は訓練受講生一人当たりの金額です

### 障害者の雇用を検討している企業向け

お申込みは  
随時受付しています

#### ▶ 実践能力習得訓練コース

実際の職場を活用して実践的な職業能力の習得を図る訓練コースです。  
訓練中の指導を通じて障害者雇用のノウハウが蓄積ができ、採用を具体的に検討する際に役立ちます。

\* 科目例 事務補助、飲食店舗における補助業務、清掃作業など

\* 委託料 上限6万円/月 (中小企業は9万円)

### 障害者のスキルアップを支援したい企業向け

お申込みは  
年2回：6月・12月

#### ▶ 知識・技能習得訓練コース

就職に必要な基礎知識・技能の習得を図るコースです。オンライン訓練も可能です。

\* 科目例 パソコン技能、オフィス作業、封入作業、軽食喫茶業務、清掃など

\* 委託料 上限6万円/月

#### ▶ 障害者向け日本版デュアルシステム

就職に必要な基礎知識・技能の習得と職場実習を一体的に行い、実践的な職業能力の習得を図るコースです。

\* 科目例 オフィスパソコン実践、事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など

\* 委託料 ①集合訓練：上限6万円/月 ②職業能力講座：2千円/日 ③職場実習：上限9万円/月

#### ▶ e-ラーニングコース

都内在住で訓練施設へ通所が困難な方を対象に、在宅でインターネットを通じて就職に必要なIT技能の習得を図るコースです。

\* 科目例 IT 技能、Web 制作基礎など

\* 委託料 上限6万円/月

#### ▶ 在職者訓練コース (お申し込みは随時受け付けています)

企業で働いている方が雇用の継続を目的に技能のスキルアップを図るコースです。オンライン訓練も可能です。

\* 科目例 仕事に役立つパソコン、ワード・エクセル応用、簿記など

\* 委託料 受講実施時間に応じて、2万円から16万円

この委託訓練は、東京しごと財団が厚生労働省「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」を東京都から委託されて実施しています。

## 委託訓練のながれ



業務委託のエントリー方法などは、当財団のホームページをご参照ください。

## お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 委託訓練推進班

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8 階

【電話】03-5211-2683 【FAX】03-5211-2680

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 東京ジョブコーチ職場定着支援事業

## 趣旨・目的

障害者が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、障害者を雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をします。

【東京ジョブコーチとは】(公財)東京しごと財団が認定した職場適応援助者です。

## ■支援対象となる障害者

都内に在住または在勤の障害者で、原則として就業中または就職が決定している方

## ■支援内容

個々のニーズに応じて下記のような支援を行います。

- ① 障害者の業務内容の検討・組み立て
- ② 作業習得支援
- ③ コミュニケーション支援
- ④ 通勤支援
- ⑤ 障害者を雇用する企業の従業員への理解促進・職場の環境調整
- ⑥ 障害者の家族および企業等への相談支援



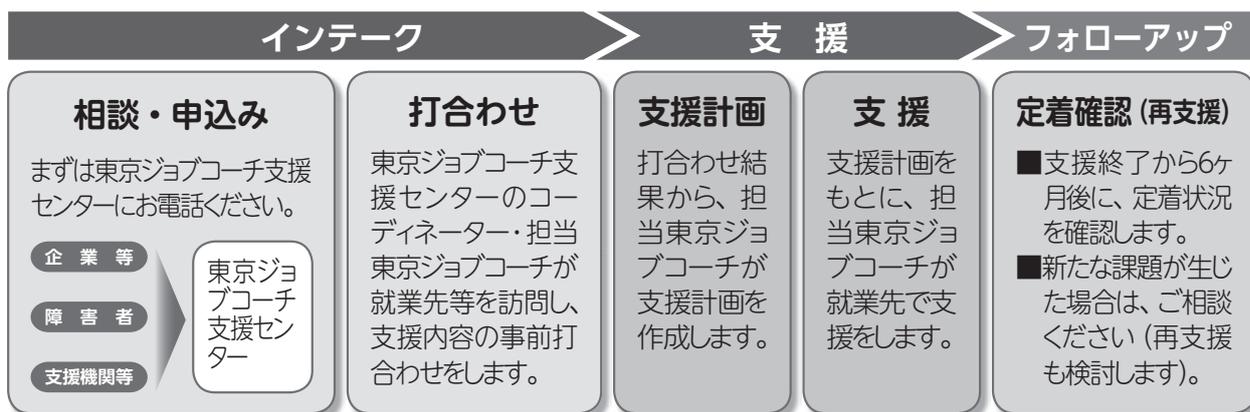
## ■支援回数・期間等

支援回数は、障害者1名に対して20回(20日)以内を目安としています。

20回(20日)は連続日程のほか、週に1回ずつ(20週)や、支援の初期は高い頻度、その後は低い頻度にするなど、個々の支援に応じて利用できます。

## ■利用のながれ

支援のながれはおおむね次のとおりです。支援を受けたい障害者、企業・支援機関等の方は、まず「東京ジョブコーチ支援センター」にお電話ください。



## ■費用

費用の負担はありません。

## お問い合わせ

支援に関するご相談・利用のお申込み：東京ジョブコーチ支援センター

【電話】03-3378-7057 【FAX】03-3378-7058

# 障害者就業支援情報コーナー

## どんな場所？

「障害」と「就労」に関わる情報提供を行っています ※求人情報はありません

- ★障害が影響して、なかなか就職が決まらない（すぐに辞めてしまう）…
- ★自分（家族）に障害があるかもしれないが、どこに相談すればいいかわからない…
- ★自社で障害者雇用をすることになったが、まず何から準備をすればいいのかわからない…

…こんなお悩みを解決するお手伝いをしています！

《情報提供のための資料を取り揃えております》

約 300 冊

- ・専門機関のパンフレットや発行物を設置しています
- ・障害理解、就労関係、障害者雇用に関連する書籍  
(専門書だけでなく、読みやすいコミック形式のものもあります)



## どんな人が利用できる？

- 就職を希望する障害のある方や、そのご家族  
※障害者手帳を持っている方も、持っていない方もご利用できます
- 障害者雇用を進めたい、または検討したい企業の方
- 支援機関、関係機関の方
- 障害に関する書籍や資料をご覧になりたい方



## 利用するには？

東京しごとセンター5階の障害者就業支援情報コーナーに直接お越しください

※情報提供は事前予約制ですが、資料は予約なしでも自由にご覧いただけます

<ご利用時間>

月曜から金曜まで 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日、年末年始はお休みです)

## お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 企画普及係 障害者就業支援情報コーナー  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 5 階  
【電話】03-5211-5462 【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 中小企業の皆さまの 障害者雇用をナビゲート!!

～障害者の雇用を検討してみませんか～

## 障害者雇用ナビゲート事業

無料

障害者を初めて雇用することを検討している中小企業等に経験豊富なナビゲーターが訪問して、雇用前から雇用後の定着支援まで伴走型の一貫した支援（ナビゲート）をいたします。

※当事業は「精神障害者雇用サポート事業」の対象を全ての障害者に拡充して令和2年度より実施しています。

- 社員の多様化
- ワークシェアリング
- 職場環境の見直し
- CSR（企業の社会的責任）

### 障害者雇用を取り巻く環境の変化

平成27年4月～ 障害者雇用納付金制度の適用範囲が拡大

平成30年4月～ 精神障害者が法定雇用率の算定対象に加わり、法定雇用率が2.2%に※（民間企業の場合）

※今後さらに引き上げられる予定です。

### 障害者を雇用したい・・・ でも、どうすればいいの？

- どのような仕事に向いている？
- 雇用条件はどうすればいい？
- 採用募集・選考の方法は？
- 上手な雇用管理の方法は？

### 支援対象企業

- 東京都内に事業所がある中小企業等  
（労働者総数300人以下。但し特例子会社を除く。）
  - 現在、障害者を雇用していない。
  - すでに障害者を雇用しているが、はじめて精神障害者を雇用したい。
- ※この他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

専任のナビゲーターが徹底サポート

【支援期間】  
採用してから  
最長3年！

### お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課（「雇用ナビゲートの件」とお伝えください。）

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階

【電話】03-5211-2318 【FAX】03-5211-5463

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 障害者雇用ナビゲート事業のながれ

## インテーク

### お問い合わせ～訪問・ヒアリング

- まずはお電話でお気軽にお問い合わせください。
- 障害者の雇用について積極的に検討している企業等には、専門のナビゲーターが訪問して、より詳細な事業のご案内と、現在の状況などをヒアリングします。

事前に訪問・ヒアリングの上でご利用いただけるので安心！

### 事業利用のお申込み～支援計画の策定

- この事業の利用申込みをしていただくと、ナビゲーターが、企業等の担当者と綿密な打合わせを行い、企業等それぞれの状況に応じた『支援計画』を策定します。

## ステージ 1

### 雇用前の準備へのサポート

障害者を雇用する前に知っておくべき知識・情報を提供しつつ、必要な準備についてサポートします。

#### ■知識・情報の提供

- ・社内研修を通じた障害に関する職場理解の促進
- ・活用できる各種サービス（窓口・助成金等）に関する情報提供

#### ■雇用前の準備へのサポート

- ・障害者が適応する職務の切出しに関するアドバイス
- ・障害者が働きやすい雇用管理制度・職場環境整備の提案
- ・「職場体験実習」を通じた障害者の職場受入れ体験

専任のナビゲーターが支援計画をもとに懇切・丁寧にサポート！

## ステージ 2

### 採用活動へのサポート

- 求人募集の方法や採用活動上のポイントについて、企業等それぞれの状況に適した採用活動を提案・サポートします。
- ※ナビゲーターは、採用選考（評価）には関わりません。

求人票の作成方法等をきめ細かにアドバイス！

## ステージ 3※

### 採用直後の職場定着に向けたサポート

- 仕事の教え方や指示の出し方について実践的にアドバイスします。
- 雇用前に策定した雇用管理制度や整備した職場環境について評価し、採用した障害者の特性に応じて調整します。
- 企業等の担当者とともに、採用した障害者が利用する支援機関や主治医、地域の支援機関等との連携体制を構築します。

採用し最長3年！

必要に応じて専門家の助言

## ステージ 4※

### 長期的な雇用管理へのサポート

- 長期・安定した雇用に向けて、ナビゲーターが職場を定期的に訪問して、必要なフォローをします。
- ・個別面談（企業担当者・障害者）への立会い
- ・症状悪化の際などの相談対応
- ・その他、必要に応じた電話相談対応・職場訪問など

※ステージ3・ステージ4は、一部要件があります。

## 企業等の自立した雇用管理

### お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課（「雇用ナビゲートの件」とお伝えください。）  
 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階  
 【電話】03-5211-2318 【FAX】03-5211-5463  
 【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 職場内障害者サポーター事業

～職場定着に向けて～

## 趣旨・目的

障害のある社員が長く職場に定着し、かつ貴重な人材として活躍するためには、職場における日常的な支援を企業が自ら行っていく必要があります。障害者の**職場定着**を推進する企業等を募集し、障害のある社員をサポートする「**職場内障害者サポーター**」を養成することで、社員が働きやすい職場づくりを支援します。

## 事業のながれ

### ① 養成講座(6時間×2日間) 日程:随時開催(年間25回程度)/開催場所:大手町、立川

※一部WEB配信により実施しています。

職場定着を支援するために必要な知識・ノウハウ等を学ぶ講座です。

#### 研修カリキュラム

障害者雇用の現状から考える  
社内支援体制



講座風景(講義)

障害特性を踏まえた支援  
(就労現場の見学含む。)



講座風景(就労現場見学)

現場で生きる実践的支援の習得  
(グループワークや事例検討)



講座風景(グループ討議)

職場内で支援活動  
サポーター登録

### ② サポーター登録後、職場内で支援活動(6か月間) 支援員による定期訪問/フォローアップ研修:4時間

「**職場内障害者サポーター**」として登録後は、支援計画に基づき、職場内の障害のある社員に対する支援を6か月間行います。支援活動中は、専門知識を有した支援員が職場を定期訪問(月1回程度)し、サポーターを支援します。  
※その間に、フォローアップ研修(1回)も開催し、支援スキルのブラッシュアップを行います。

### ③ 奨励金支給(支給要件あり) 中小企業:24万円、大企業・特例子会社12万円

### ④ アフターフォローアップ 個別電話相談:随時/アフターフォローアップ研修:2時間

※対象者:認定職場内障害者サポーター(サポーター支援活動終了者)は何度でも参加できます。

#### 事業参加者の声 ■職場内障害者サポーター事業のHPでは、具体的な好事例を紹介しています■

- ・障害者雇用に関する専門知識もなく、不安がある中で養成講座に参加したが、具体的な事例や対応方法を学べてよかった。
- ・支援員に相談しながら障害のある社員のサポートができたのは心強かった。
- ・支援員からのアドバイスを実践した結果、社員のモチベーションが上がり、業務効率も向上した。



職場内障害者  
サポーター事業 HP

## お問い合わせ

職場内障害者サポーター事業運営事務局(運営会社:株式会社パソナハートフル内)

【URL】<https://www.shougaisya-support.jp> 【電話】03-6734-1096

※本事業は、(公財)東京しごと財団が株式会社パソナハートフルに委託して実施しています。

【奨励金及び事業に関して】

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 雇用促進係 【電話】03-5211-2303

「ハートの中のバラとパンジー」  
:アート村アーティスト醍醐恵子(知的障害)

# 中小企業障害者雇用応援連携事業

## 事業の概要

都内中小企業の障害者雇用促進に向けて、東京都、国（東京労働局、ハローワーク）、東京しごと財団、都内障害者就労支援機関が連携し、対象企業へ個別訪問による直接的支援を行います。

- 障害者雇用支援に精通した障害者雇用支援員が、企業ごとのニーズに応じたきめ細かい支援を行います。
- 企業の支援状況については企業の同意のもとで都や国と情報共有し、企業で求人有意向がある場合には管轄のハローワークにつなぐなど、雇用の実現に向けて速やかな対応が可能です。



## 支援方法

都内障害者就業・生活支援センター運営団体に配置している障害者雇用支援員が、対象企業を訪問します。障害者の雇用や就業支援に関する専門的な知識・ノウハウをもとに、課題解決に向けた様々な支援方法を提案いたします。

## 支援対象企業

本事業は希望制・申込制ではありません。

障害者雇用を進めていく必要のある都内中小企業に対し、随時連絡、訪問を行います。

## お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 雇用促進係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階

【電話】03-5211-2303 【FAX】03-5211-5463

【URL】<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

# 千代田区障害者就労支援センター

～仕事に関する様々な相談をお受けします～

## 支援内容

- 千代田区にお住まいの障害等のある方の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に行っています。また、障害のある方を現在雇用している、もしくは障害者雇用をこれから進める千代田区内の企業への支援も行っています。

### 就労面の支援

- ・就職活動のアドバイス
- ・履歴書や職務経歴書の書き方、面接の練習
- ・ハローワークへの同行
- ・職業評価、適職の相談
- ・職業訓練の情報、手続きの支援
- ・企業見学や職場実習、キャリアガイダンス
- ・安心して働き続けるための就職後のフォローアップ
- ・人間関係や処遇などの職業相談
- ・転職や離職、再就職についての相談

### 生活面の支援

- ・職業生活での悩みや困りごとなどの相談
- ・就労する上で必要な生活面の相談
- ・安心して職業生活を続けられるための支援
- ・就労する上で必要な福祉サービスの内容について
- ・豊かな社会生活を築くための支援
- ・将来設計や本人の自己決定支援

### 事業所へのサポート

- ・障害者雇用（進め方、配慮、仕事の準備、雇用管理等）についての相談
- ・援助金や援護制度の情報提供
- ・ジョブコーチの活用について
- ・他社の雇用事例の情報提供

## 主な活動



### 季刊紙(広報紙)

障害等のある方の就労を広く知って頂くことを目的に年4回発行しています。企業の障害者雇用の取り組みや、活き活きと働く障害のある区民の方、その他就労支援に関する情報を発信しています。



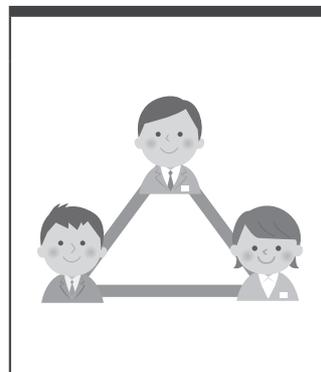
### 就労支援講座

ソーシャルスキルやコミュニケーション能力、協調性の向上による、就労の継続や働きやすさの追求を目的として、知的障害のある方、精神障害・発達障害のある方を対象に年6回ずつ開催しています。



### 地域交流会

障害等のある方の「働くこと」をテーマに講演会を年4回行っています。障害のある方を取り巻く地域社会やそれぞれの職場を知ることにより理解が深まるように企画をしています。



### ネットワーク活動

区内の就労支援機関(就労移行支援事業所 / 就労継続支援A型・B型事業所 / 就労定着支援事業所)がネットワークを組み、連携や情報共有をする機会として年4回実施しています。区内の企業も参加して頂き、福祉担当者と企業担当者が交流できる場となっています。

## お問い合わせ

東京都千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 3 階  
 【開所】 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分  
 【電話】 03-3264-2153 【FAX】 03-3556-1223  
 【URL】 <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/shogaisha/koyo/hataraku.html>

# 障害者就業・生活支援センターTALANT

タラント

～働き続けることをサポート～

障害者就業・生活支援センター事業は、障害者の雇用促進等に関する法律に規定されている事業です。都内には障害者就業・生活支援センターは6センターあり、TALANTは南多摩圏域を中心に、関係機関と連携しながら支援を行っています。タラントの語源はタレント（才能）のギリシャ語で、生まれもって与えられた才能を引き出していくことが当センターのミッションとなっています。

## 主な支援内容

### ◇就労支援のプロセス

当センターでは長く働き続けるための支援を大切に、可能なかぎり障害のある方が就労支援のプロセスをたどっていただけるよう支援を行っています（過去12年間の単年度の定着率は95%以上の実績）。

- ①障害のある方を知る(本人、家族)
- ②関係者との情報共有(医療・福祉・教育等)
- ③評価(作業遂行、指示理解、生活リズム、対人関係等の把握)
- ④職場体験実習(実践の職場での体験)
- ⑤職場とのジョブマッチング(企業見学、採用前実習、職場適応支援)
- ⑥職場定着支援(訪問、相談、調整、キャリアアップ)



### ◇相談・利用できる方と対象地域

1. 障害のある方、慢性的疾病のあるご本人  
(一部ご家族及びご関係者からのご相談も可)  
※継続的な支援が必要なため、登録制になっています。

2. 企業の方



雇用に関する相談	障害雇用の計画についてアドバイス（業務の切り、職場環境の調整）と社内研修の開催 ハローワークの雇用手続き、支援学校、医療機関、他の就労支援機関との調整
定着に関する相談	採用後の雇用管理に係る相談、助言 待遇、キャリアアップに係る相談

3. 障害のある方の対象地域

八王子市、多摩市、町田市、日野市、稲城市の南多摩5市に居住の方以外に、他県の方も登録は可（現在、東京都、神奈川県、山梨県の21区市町の方が登録）。現在534名の方が登録しています（2020年7月1日現在）

### ◇精神・発達障害のある方向けの就労研修の開催

当センターでは、ハローワーク様、町田市就労生活支援センター Let's 様と共催で年2回、障害のある当事者向けの就労研修プログラムを実施しています。これまで20回近く開催、毎回40名ほどの当事者が参加しています。



### ◇生活困窮者の就労準備支援

2019年から、生活困窮の状況にある障害がうかがえる方（手帳有無は問わない）を対象に、自治体の自立生活支援課等と連携しながら就労準備支援を行っています。ボランティア活動や認定就労訓練事業所などの訓練でのアセスメントや就労に向けた調整を行っています。

### ◇ウェブによる定着支援システムSPISの活用

コロナウィルスにより会社訪問が難しくなっている中、当センターではSPISを活用し、障害のある方の定着支援を行っています（実績20名）。

## お問い合わせ

NPO法人わかさ福祉会 障害者就業・生活支援センターTALANT  
〒192-0046 東京都八王子市明神町4-5-3 橋捷ビル4F

【電話】042-648-3278 【FAX】042-648-3598 E-mail talant@wakakusaf.or.jp

【URL】http://www.wakakusaf.or.jp（WEBからのご相談やお問い合わせも可）

## 障害者就業支援課の組織・業務

担当部署	主な業務内容	お問い合わせ
企画普及係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者就業支援の企画・調整・情報発信</li> <li>○就労支援関係機関意見交換会</li> <li>●就業総合相談会</li> <li>○機関紙『いんくる』の発行</li> <li>●セミナー（本人・保護者・就労支援機関職員向け）</li> </ul>	電話 03-5211-2681 FAX 03-5211-5463
	○障害者就業支援情報コーナー（情報提供・相談）	電話 03-5211-5462 FAX 03-5211-2405
コーディネート 事業係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セミナー（企業向け）</li> <li>○企業見学支援事業</li> <li>●職場体験実習</li> <li>○障害者雇用実務講座</li> <li>●東京ジョブコーチ支援事業</li> </ul>	電話 03-5211-2682 FAX 03-5211-5463
委託訓練推進班	○障害者委託訓練事業	電話 03-5211-2683 FAX 03-5211-2680
雇用促進係	●障害者雇用ナビゲート事業	電話 03-5211-2318 FAX 03-5211-5463
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場内障害者サポーター事業</li> <li>●中小企業障害者雇用応援連携事業</li> </ul>	電話 03-5211-2303 FAX 03-5211-5463

## 障害者就業支援課の所在地・交通アクセス

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階  
<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

### 〈飯田橋駅から〉

- JR中央・総武線「東口」より徒歩7分
- 都営地下鉄大江戸線、  
東京メトロ有楽町線・南北線「A2出口」より徒歩7分
- 東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分

### 〈水道橋駅から〉

- JR中央・総武線「西口」より徒歩5分

### 〈九段下駅から〉

- 東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
- 東京メトロ半蔵門線  
都営地下鉄新宿線「3番出口」より徒歩10分



## 障害者雇用支援月間 パネル展について

---

公益財団法人東京しごと財団は、都民の皆様には障害者雇用に対する理解と認識を深めていただき、障害者就業の更なる促進の一助となるよう取り組んでおります。

その一環として、障害者雇用の現況や当財団の障害者就業支援事業、行政等による各種制度・事業における障害者雇用の取組事例等を紹介する普及啓発のパネルを作成しました。

9月の障害者雇用支援月間において、東京しごとセンター内に展示しています。

また、パネルの内容を本縮刷版冊子にまとめ、障害者就業支援事業のホームページにてPDFで掲載します。



発行年月 令和2年9月

編集・発行 公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 企画普及係  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階  
☎ 03-5211-2681 FAX 03-5211-5463  
<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>